

熊本北高等学校同窓会 北辰會理事会 規約（案）

第一章 総 則

第1条（名 称）

本会は、北辰會理事会（以下「本会」）と称する。

第2条（事務所）

- 1) 本会は、本会により決定した場所に事務所を置く。
- 2) 本会は、前1項に定めるものの他、必要に応じ、連絡事務所を設けることができる。

第3条（目 的）

本会は、熊本県を代表する祭り同好会として、同実行委員会の目的及び事業に全面的な協力を行い、母校の発展に資すると共に会員相互間の親睦を図り、歴史の創造に寄与することを目的とする。

第4条（組織及び委員会）

当会員は、当会の趣旨に賛同したのものをもって組織し、委員会は次の6委員会と事務局とする。ただし、会長が必要と認めた時は特別委員会を置くことができる。

また、幹事期を終えた取締役は、理事会の中で1年目だけ事務局に配属されるものとする。

1. 口取委員会
2. 楽団委員会
3. 渉外委員会
4. 広報委員会
5. 警備・医療委員会
6. 会計委員会
7. 事務局

第5条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 藤崎八幡宮秋季例大祭振興のための事業
- 2) 熊本のまつりに関連のある事業
- 3) 会員相互の啓発、親睦のための事業
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第二章 会 員

第6条（会員の種別）

1) 本会の会員は、北辰會実行委員会において幹事期より原則役員経験者3名によって構成する。

2) 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 熊本北高等学校の卒業生
- (2) 現役取締役5名若しくは、理事3名の推薦により理事会の過半数の承認を受けた者
- (3) その他、本会で認められた者

第7条（会員の資格）

本会の会員は、原則として、熊本北高等学校同窓会の卒業生をもって構成する。

第8条（入 会）

本会の会員になろうとする者は、幹事期に取締役を経験、又は当該実行委員長の推薦の上、当会の承認を受けなくてはならない。

第9条（会員の権利及び義務）

- 1) 会員は、本会則に定めるものの他、本会則その他の規定を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。
- 2) 当該幹事期の実行委員長は、毎年11月末日までに年間活動報告書及び収支決算書を理事会へ提出するものとする。
- 3) 当該幹事期の実行委員長は、毎年2月末日までに次年度代表を選任し、会長に報告するものとする。
- 4) 次年度実行委員長は、毎年2月末日までに次に掲げる関係書類を会長に提出しなければならない。
(1) 役員名簿 (2) 組織図 (3) 年間活動計画書 (4) 収支予算書

第10条（休会及び復会）

- 1) 個人会員及び各期代表が休会する時は、休会願いを会長に伝え、本会の承認を受けなければならない。
- 2) 休会期間は1年以内とする。
- 3) 休会中の会員が復会を希望する時には、休会期間終了1カ月以前に復会願いを会長に伝え、本会の承認を受けなければならない。
- 4) 前項の期間内に復会届が提出されなかった場合、会長は休会者に対して、休会期間以内の復会届の提出、又は休会届の更新を勧告するものとする。

第11条（退 会）

- 1) 本会を退会しようとする個人会員は、退会届を会長に提出し、本会の承認を受けなければならない。
- 2) 各期代表が本会を退会する時は、所定の退会届けを会長に提出し、本会の承認を受けなければならない。

第12条（自然退会）

- 1) 会員が、多年にわたり正当な理由なく本会の事業に協力しないときは、本会の議決により、本会を退会したものとする。
- 2) 休会中の会員が、休会期間終了以前に復会届を提出しなかったときは、本会の議決により、本会を退会したものとする。

第13条（除 名）

- 1) 会員が、本会の名誉を毀損し又は信用を失墜させるなど会員として適当でないと認められる時は、本会の出席者の全員一致の議決により、これを除名することができる。ただし、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第三章 役員

第14条（役員）

- 1) 本会に次の役員を置く。
 - (1) 総代 1人
 - (2) 会長 1人
 - (3) 副会長 若干名
 - (4) 顧問 若干名
 - (5) 事務局長 1人
 - (6) 委員長 若干名

第15条（役員の資格）

本会の役員は、会員の資格をもって熊本北高等学校同窓会の卒業生でなければならない。

第16条（選任）

- 1) 会長は、総会において選任する。
- 2) 会長は、副会長、委員長及び事務局長を指名する。
- 3) 顧問及びその他の役職を置くときは、会長の指名に基づき本会において選任する。

第17条（職務）

- 1) 会長は、諸規定に基づき本会を総括し、本会則その他に定めるものの他、次の職務を行う。
 - (1) 本会を代表し、業務を執行する。
 - (2) 総会及び定例会を招集し、かつ議長となり又は議長を指名して会議の運営にあたる。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 委員長は、担当する委員会を召集主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
- 4) 顧問は、定例会において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
- 5) 当該幹事期の実行委員長は、本会の規則に基づき実行委員会を総括し、本会則その他に定めるものの他、業務を執行する。
- 6) 各委員長は、副会長の業務を補佐し、委員会メンバーを統括すると共に実行委員会の担当部署をバックアップする。
- 7) 事務局長は、副会長の業務を補佐し本会の通信事務をはじめとする事務局運営を総括する。
- 8) 理事会役員は、実行委員会に対し委員会ごとに1名以上出席する。

第18条（会長・副会長の任期）

- 1) 役員任期は毎年1月1日より12月31までの1期3年間とする。
最終年度11月の理事会において次期会長選出を行う。
- 2) 補欠又は増員により就任した役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

第19条（解任）

役員が次の各号の一つに該当すると認められたときは、総会は総表決権数の3分の2以上の議決を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があるとき

第四章 会 議

第20条（総 会）

- 1) 総会は、理事会の会員で表決権を有する者にて構成する。
- 2) 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
- 3) 通常総会は、毎年2月に1回開催する。
- 4) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 本会議が必要と認めたとき
 - (3) 5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 5) 総会の定足数は、総表決権数の過半数を有する役員の出席とし、議決は、出席構成員の有する表決権の過半数をもってこれを決する。
- 6) やむをえない理由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、委任状により表決権を行使する事ができる。
- 7) 表決権は役員が有し、1個の表決権を有する。
- 8) 総会における議長の選出は、会長又は会長が命ずる会員がこれにあたり、議長は、1個の表決権を有する。

第21条（総会の職務）

総会は次の各号に定める事項を決議する。

- 1) 組織図の承認（役員を選任及び解任）
- 2) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- 3) 規約の変更
- 4) 会長選任の確認
- 5) 年間活動報告、収支決算、年間活動計画、収支予算の承認
- 6) その他総会で重要と認めた事項

第22条（定例会）

- 1) 定例会の構成メンバーは、第14条（役員）に定める役員により構成する。
- 2) 定例会の定足数は構成員の過半数とし、その議決は出席者の過半数とする。
- 3) 議決権を有する役員は、運営規則の第14条（役員）に定める者とする
- 4) やむをえない理由のため、定例会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議するか、委任状により議決権を行使する事ができる。
- 5) 定例会は、毎年3回 5月、8月、11月の第2水曜日に開催する。

第23条（定例会の職務）

定例会は、本会則に別に定めるものの他、本会則に従って本会の運営についての必要事項を決定する。

第24条（委員会）

- 1) 本会は、その目的達成に必要な事項を実施するために必要な委員会を設置することができる。
- 2) 委員は、定例会において選任する。

第五章 会 計

第25条（会 計）

本会の経費は、北辰會の収入をもってこれに充てる。

第26条（年間活動計画及び収支予算）

北辰會実行委員会の年間活動計画書及び収支予算書は、理事会で作成する。

第27条（年間活動報告及び収支決算）

北辰會実行委員会の年間活動報告書、収支決算書及び財産目録は、理事会が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、総会の議決を経た後、翌会計年度の2月末日までに理事会で承認を得るものとする。

第28条（活動年度）

本会の活動年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第六章 名称使用

第29条（名称使用）

- 1) 本会が他の団体等との関係において表示する名称は、本会則第1条に定める名称とする。
- 2) 本会が他の団体等との関係において本会の名称を使用するときは、会長は形式及び内容等を記載した書面を理事会へ提出してその許可を受けるものとする。ただし、従前と実質的に同一の内容で継続するものについては、形式及び内容等を記載した書面にて理事会へ報告するものとする。
- 3) 本会が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。
 - (1) 共催
 - (2) 後援
 - (3) 協賛
 - (4) 協力
- 4) 共催とは他の団体等との主催者でかつ本会も主催者となることをいい、後援、協賛及び協力とは、他の団体等が主催者で本会がその趣旨に賛同して援助又は共同することをいう。

第七章 会則の変更

第30条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の多数によって議決され、本会の承認を経て、これを変更する。

第八章 補 則

第31条（細則の設定・諸規定の準用）

- 1) 本会は、会則に関する諸規定に従い、必要に応じて総会の議決により細則を設けることができる。
- 2) 前項の規定により細則を設け又はこれを変更した場合には、理事会に報告しなければならない。

第32条

- 1) 当該実行委員長は、次期実行委員会役員の名簿を翌年1月末日までに会長に対し提出するものとする。
- 2) 役員に変更があったときには、理事会を通じ変更後の役員名簿を直ちに提出するものとする。

本会の会則、細則、年間活動報告書、収支決算書、財産目録、年間活動計画書、収支予算書、各種議事録及びその他の重要な書類は、整備した上、当該実行学年に継続して渡すこととする。

附 則 本会則は、平成22年 7月28日より施行する。
改 正 平成22年11月10日改訂